

令和4年6月13日

各位

一般財団法人 神奈川県建築安全協会

### 確認検査業務の行政処分に関するお知らせ

令和4年6月10日付で当協会は、確認検査の業務に対し神奈川県知事より、「確認審査等に関する指針」（国土交通省告示第835号）によらず建築確認を行った事実が認められたことから、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35第2項に基づく業務停止及び法第77条の30第1項の規定に基づく是正措置の処分を受けました。

今回の行政処分を厳粛に受け止めますとともに、お客様ならびに関係者の皆さまに多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容等は、以下のとおりです。

#### 記

#### 《 処分内容 》

##### 1. 業務停止命令

###### (1) 業務停止期間

令和4年7月20日（水）から令和4年8月19日（金）まで

###### (2) 業務停止の範囲

指定を受けた業務区域全域

###### (3) 業務停止期間中に行えない行為

- 一 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条第1号、第2号、第3号、第4号及び第9号から第14号までに規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為
- 二 既に締結した契約の変更により、機関省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号及び第9号から第14号までに規定する確認検査の業務を追加する行為
- 三 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

##### 2. 監督命令

###### (1) 業務改善計画書の提出

確認検査の業務に従事する確認検査員が確認検査の業務において著しく不適切な行為をしたことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、確認審査等の指針によらない確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を提出すること。

###### (2) 業務の実施状況に関する定期的な報告

(1)の業務改善計画を確実に実施するため、業務改善計画書の提出の日から一年間、その実施状況について機関の監査役の確認を経た上で、四半期ごとに神奈川県知事に報告すること。

### 3. 処分の原因となった事実

当協会が確認処分を行った確認審査業務において、「確認審査等に関する指針」（国土交通省告示第 835 号）第 1 第 2 項第三号における「申請書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名押印があることを確かめなければならない」とされる規定に違反した確認審査を行い、確認済証を交付した。

このことは、建築基準法第 77 条の 35 第 2 項第一号に該当する。

### 4. 通常どおり行う業務

業務停止期間以前(令和 4 年 7 月 19 日まで)に引き受けた確認検査業務については、通常どおり行います。

また、住宅性能評価業務、省エネ適合性判定業務、住宅金融支援機構の適合証明業務、瑕疵担保責任保険業務、その他調査業務等、確認検査に関わらない業務は通常どおり行います。

なお、業務停止期間中の検査における追加説明書の対応は、確認検査の業務を追加する行為に当たる場合があることを、予めご了承のほど、よろしく申し上げます。

### 5. 再発防止と今後の対応策

当協会は、この度の命令に基づき、今後の再発防止のための業務実施マニュアル及び業務改善計画を策定し神奈川県知事に提出する予定です。

また、信頼の回復に向けて法令等遵守の徹底と管理体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

#### 本件に関する問い合わせ先

(受付時間：土日、祝日を除く 10:00~17:00)

審査担当	：梅本・塩屋	045-212-3641
検査担当	：杉山・山本・碓井	045-212-3134
事務担当	：榎沢・遠藤	045-212-3592
湘南台事務所	：菅野・伊藤	0466-46-7790
経営企画部	：細田・須田	045-212-3149